# 県　有　財　産

# 一般競争入札のしおり

**開　札　日**

**令和８年１２月２４日（木）**

## 愛　知　県


**【お問い合わせ先】**

**（入札の手続き及び物件番号１に関すること）**

総務局財務部財産管理課財産管理グループ

**電　話**　０５２－９５４－６０５６（ダイヤルイン）

ＦＡＸ　０５２－９６３－５３５７

Ｍａｉｌ　zaisan@pref.aichi.lg.jp

**（物件番号２に関すること）**

建設局土木部用地課財産・調整グループ

**電　話**　０５２－９５４－６５１２（ダイヤルイン）

ＦＡＸ　０５２－９７２－６４１９

Ｍａｉｌ　yochika@pref.aichi.lg.jp


**【ホームページアドレス】**

https://www.pref.aichi.jp/soshiki/zaisan/0000024582.html

お申し込みの際には必ずこのしおりをお読みください。
現地説明会、開札当日には、このしおりをご持参ください。

# 目　　次

頁

○　入札物件調書一覧表…… １

○　県有財産一般競争入札の流れ…… ２

○　入札心得書…… ５

○　物件に関する情報

【物件番号１】（名古屋市天白区原三丁目801番外１筆）

物件調書等…… １１

【物件番号２】（岡崎市大平町字小欠13番１外２筆）

物件調書等…… ３７

○　様式

現地説明会参加申込書（様式第１）…… ４４

県有財産一般競争入札参加申込書（様式第２）…… ４５

委任状（様式第３）…… ４７

誓約書（様式第４）…… ４８

入札書（様式第５）…… ４９

○　記入例……５０

○　県有財産売買契約書（案）……５６

○　入札の公告内容……６２

○　入札のご案内……６４

# 入 札 物 件 調 書 一 覧 表

| 物件番号 | 所在及び地番 | 土地 | | 予定価格（最低売却価格） |
|---|---|---|---|---|
| | | 地目 | 実測面積（㎡） | |
| 1 | 名古屋市天白区原三丁目 801 番外 1 筆 | 宅地 | 2,906.49 | 348,200,000 円 |
| 2 | 岡崎市大平町字小欠 13 番 1 外 2 筆 | 雑種地 | 881.56 | 29,200,000 円 |

※予定価格未満での入札は無効とします。

※全て現況有姿での引き渡しとなります。

# 【県有財産一般競争入札の流れ】

## 1　現地説明会の参加申込み

## *令和８年11月13日(金)～令和８年11月20日(金)*

入札に先立ち、現地説明会を実施します。参加には事前申込みが必要です。
なお、申込みがなかった物件は、現地説明会を実施しません。

| 物件番号 | 所在及び地番 | 日　時 |
|---|---|---|
| 1 | 名古屋市天白区原三丁目 801 番外１筆 | **11 月 24 日(火)午前 10 時 30 分から**<br>（予備日 11 月 25 日(水)同時刻） |
| 2 | 岡崎市大平町字小欠 13 番１外２筆 | **11 月 25 日(水)午後２時から** |

※　現地説明会の場所は、物件現地となります。
※　駐車場はありませんので、公共交通機関をご利用ください。

| | |
|---|---|
| 申込方法<br>提 出 先 | 「入札現地説明会参加申込書」（様式第１）を電子メールにて提出してください。（日曜日、土曜日を除く。）<br>（合わせて電話連絡をお願いします。）<br>【提 出 先】愛知県総務局財務部財産管理課<br>【電子メール】zaisan@pref.aichi.lg.jp<br>【電　　話】052-954-6056 |

## 2　入札参加申込み

# *令和８年 11 月 13 日(金)～令和８年 11 月 27 日(金)*

入札の参加には、事前申込みが必要です。

| | | |
|---|---|---|
| 受付時間 | 午前9時から午後5時まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く） | |
| 提出先 | 愛知県総務局財務部財産管理課<br>名古屋市中区三の丸3-1-2<br>（郵送による申込は、令和8年11月27日(金)午後5時必着） | |
| 提出書類 | 法人の場合 | 様式第２　県有財産一般競争入札参加申込書<br>様式第４　誓約書<br>法人の登記簿謄本(現在事項全部証明書) |
| | 個人の場合 | 様式第２　県有財産一般競争入札参加申込書<br>様式第４　誓約書<br>住民票の写し(個人番号(ﾏｲﾅﾝﾊﾞｰ)の記載の無いもの) |

※　代理人による入札の場合は、様式第３「委任状」も必要です。

## 3　入札書受付期間

# *令和８年12月15日（火）～令和８年12月18日（金）*

入札書は、受付期間内に提出が必要です。

| | |
|---|---|
| 受付時間 | 午前9時から午後5時まで |
| 提出先 | 物件１：愛知県総務局財務部財産管理課（愛知県庁本庁舎地下１階）<br>物件２：愛知県建設局土木部用地課（愛知県庁本庁舎４階）<br>名古屋市中区三の丸3-1-2<br>（郵送による提出は、令和8年12月18日(金)午後5時必着）<br>**※郵送方法は、一般書留又は簡易書留に限ります。** |
| 提出書類 | 様式第５　入札書<br>歳入歳出外現金納付書兼領収書（原本）（入札保証金の領収書）<br>入札保証金還付請求書<br>愛知県受取人届出書 |

※　入札に必要な上記提出書類は、入札参加申込受付後に県から郵送します。

※　入札保証金として、県が発送する納付書により、入札金額の１００分の５以上（１円未満切上げ）に相当する金額を指定金融機関等で納付しなければなりません。

※　歳入歳出外現金納付書兼領収書（原本）は、後日返却します。

## ４　開札日

# *令和８年 12 月 24 日（木）*入札者の立会は任意です。

| | |
|---|---|
| 時間 | 午前１０時２０分から |
| 場所 | 愛知県自治センター　１２階　会議室Ｅ<br>（名古屋市中区三の丸２－３－２） |

## ５　契約締結期間

# *令和9年1月4日(月)～令和9年1月 13 日(水)*

| | |
|---|---|
| 時間 | 午前9時から午後5時まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く） |
| 場所 | 物件１：愛知県総務局財務部財産管理課（愛知県庁本庁舎地下１階）<br>物件２：愛知県建設局土木部用地課（愛知県庁本庁舎４階）<br>名古屋市中区三の丸3-1-2 |

## ６　売買代金の納付

# *契約日から 15 日以内*

売買代金が完納された時点で、所有権を移転し、現況有姿で引渡します。
登記は愛知県が行いますが、落札者は登録免許税の納付が必要です。

# 入　札　心　得　書

## 1　全般的事項

（1）県有財産一般競争入札参加希望者は、本心得書、入札公告及び県有財産売買契約書案（以下「契約書」という。）並びに物件調書等をよく読んだうえで入札してください。

（2）入札の申込みにあたっては、次の点にご注意ください。

① 物件調書の記載事項は、調査時点における一般的な調査内容を列挙してあるものであり、現時点で変更されている場合がありますので、申込者の方は必ずご自分で現地確認や諸規制の確認を行ってください。現況と差異が生じた場合には現況が優先されます。

② 物件は、現況有姿での引渡しとなります。したがって、工作物(フェンス、擁壁、給排水施設、舗装など)及び樹木等を含むものとし、越境物がある場合についても現況有姿のままで引渡します。

③ 越境が目立つもの、明らかに視認できるものは、物件調書の参考事項欄に記載してあります。(ただし、樹木、草花、簡易に移設できるものの越境については記載していない場合もあります。)

④ 物件の地下埋設物調査等は行っておりません。

（3）入札者は、入札後、本心得書、入札公告及び契約書案並びに物件調書、物件の現況等についての不明を理由として異議を申し立てることはできません。現物と公告数量等が符号しない場合でも、これを理由として契約の締結を拒むことはできません。

また、契約締結後、売買物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除の請求をすることはできません。県として知り得ない地下埋設物が発見された場合等に、撤去等責任を負うことはできませんのであらかじめご承知おきください。(なお、契約者が消費者契約法第２条第１項に定める「消費者」に該当する場合はこの限りではありません。)

## 2　現地説明会

入札に先立ち、現地説明会を実施します。現地説明会への参加は任意ですが、参加には事前申込みが必要です。事前申込みは（1）の期間中に（2）の場所に郵送、メール又は持参により現地説明会参加申込書（様式第１）（様式は44ページ、記入例は50ページ）を提出してください。

なお、申込みがなかった物件は、現地説明会を実施しません。

（1）申込期間

令和８年１１月１３日（金）から令和８年１１月２０日（金）
午前９時から午後５時まで（日曜日、土曜日を除く。）
（メール又は郵送による申込みの場合は、１１月２０日（金）午後５時必着とします。）

（2）申 込 先

愛知県総務局財務部財産管理課（愛知県庁本庁舎地下１階）
住所：〒460－8501 名古屋市中区三の丸三丁目１－２
メールアドレス：zaisan@pref.aichi.lg.jp

（3）日時及び場所

| 物件番号 | 所在及び地番 | 場　所 | 日　　時 |
|---|---|---|---|
| 1 | 名古屋市天白区原三丁目 801 番外１筆 | 物件現地 | 11 月 24 日(火)午前 10 時 30 分から |
| 2 | 岡崎市大平町字小欠 13 番１外２筆 | | 11 月 25 日(水)午後　2時から |

※　駐車場はありませんので、公共交通機関をご利用ください。

## ３　入札参加申込み

### （１） 提出書類　＜様式は 45～48 ページ、記入例は 51～54 ページ＞

入札参加者は、下記（２）の期限内に、「県有財産一般競争入札参加申込書」（様式第２）及び「誓約書」（様式第４）を提出してください。

また、入札権限が代表者から支店長等に委任されている場合で、当該支店長等を代理人として入札するときは、必ず「委任状」（様式第３）を提出してください。

ただし、同一物件において１人で２人以上の代理又は、申込人と他の代理人を兼ねることはできません。

なお、県は、入札に先立ち、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に基づき、排除措置対象法人等に該当するか否かの確認のため、入札参加申込書記載の内容（氏名・生年月日・性別・住所・役職名）について、愛知県警察本部に照会します。

### （２）受付の場所及び日時

① 場所　愛知県総務局財務部財産管理課
（〒460－8501 名古屋市中区三の丸三丁目１－２　愛知県庁本庁舎地下１階）

② 日時　令和８年１１月１３日（金）から令和８年１１月２７日（金）
午前９時から午後５時まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）
（郵送による申込みの場合は、１１月２７日（金）午後５時必着とします。）

**※申込者数等の問い合わせについて**

入札結果については、８ページの「４（８）入札結果の公表」に記載のとおり、愛知県公式ウェブサイトで公表しますが、公表前の申込者数等の問い合わせについては回答できません。

### （３）送付書類

入札参加申込受付後、県から入札に必要な以下の書類を郵送します。

- 入札書（様式第５）
- 歳入歳出外現金納付書兼領収書（入札保証金の納付書）
- 入札保証金還付請求書
- 愛知県受取人届出書

## ４　入札

### （１）入札保証金

#### ①　入札保証金の納付

入札参加者は、入札参加申込受付後に県が発送する納付書により、入札保証金として、入札金額の１００分の５以上（１円未満切上げ）に相当する金額を、入札書を提出するまでに指定金融機関等で納付しなければなりません。

入札保証金の納付後、歳入歳出外現金納付書兼領収書（原本）を（３）②の場所へ郵送してください（領収書の原本は、後日返却します）。

なお、「入札保証金が入札金額の１００分の５以上の額に達しない者」のした入札は、無効となりますのでご注意ください。

#### ②　入札保証金の還付等

入札保証金は、落札者以外の入札者に対しては入札執行後に還付します。落札者に対しては契約締結後に還付しますが、申し出により契約保証金に充当することができます。

入札保証金を納付した者は、地方自治法第２３５条の４第３項の規定により、入札保証金を納付した日からその還付を受ける日までの期間に対する利息の支払いを請求することはできません。

入札保証金の還付には、支払いの手続き上、２～３週間程度かかりますので、あらかじめご了承ください。

また、落札者が９ページの「５（１）契約の締結」に記載の期限までに契約を締結しない場合には、その落札は無効となり、地方自治法第２３４条第４項の規定により、入札保証金は県に帰属することとなります。

**（２）入札書の作成方法　＜様式は 49 ページ、記入例は 55 ページ＞**

入札書（様式第５）は、黒色のボールペン又は万年筆を使用して記入してください。なお、必要事項（入札者の住所、氏名、入札金額等）をパソコンで入力し、印刷した入札書も有効です。

入札書には、申込人の欄に入札者の住所、氏名（法人にあっては名称及び代表者名）を記入してください。（代理人の方が入札される場合は、申込人の欄に委任者の住所、氏名を記入し、その下に代理人の住所・氏名を記入してください。）

金額の記入は、算用数字を用い、最初の数字の前に「金」の文字を記入してください。

また、入札保証金額を入札金額の下段に記入してください。（入札限度額は、入札保証金の２０倍となります。この限度額を超えて入札された場合は、入札が無効となります。）

誤字等は二重線で訂正してください。なお、金額の訂正はできませんのでご注意ください。

また、入札書は封筒に入れて、封緘（ふうかん）し、入札者の住所及び氏名を封筒に表記してください。

〔封筒の記載例〕

（表）

愛知県知事　殿
令和８年１２月２４日（木）開札
物件番号○
入札書在中

（裏）

入札者住所
名称及び
代表者氏名

**（３）入札の方法等**

**①　入札書受付期間**

令和８年１２月１５日（火）から令和８年１２月１８日（金）
午前９時から午後５時まで
（郵送による入札の場合は、令和８年１２月１８日（金）午後５時必着とします。）

**②　場所**

物件１：愛知県総務局財務部財産管理課（愛知県庁本庁舎地下１階）
物件２：愛知県建設局土木部用地課（愛知県庁本庁舎４階）

**③　入札の方法**

持参又は郵送（一般書留又は簡易書留に限ります。）

**④　提出書類**

- 入札書（封筒に入れ、封緘したもの。）
- 歳入歳出外現金納付書兼領収書（原本）（入札保証金の領収書）
- 入札保証金還付請求書
- 愛知県受取人届出書

提出した入札書は、その事由のいかんにかかわらず書換え、引換え又は撤回することはできません。歳入歳出外現金納付書兼領収書（原本）は、後日返却します。

**（４）予定価格の公表**

入札における販売促進のため、予定価格（最低売却価格）を公表します。（入札書の金額が予定価格に達しない場合、その入札は無効となります。）

**（５）入札の無効**

次の各号の一に該当する入札は、無効とします。

① 県有財産一般競争入札参加申込書（入札参加者が代理人である場合は、本人の委任状を添付すること。）及び誓約書を提出していない者のした入札

② 入札参加者の資格を有しない者（地方自治法第２３８条の３の規定に該当する者）、地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当する者、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（愛知県知事等・愛知県警察本部長、平成２４年６月２９日付け締結）に基づく排除措置を受けている者がした入札〔地方自治法、地方自治法施行令、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」は別紙参照〕

③ 所定の日時までに所定の入札保証金を納付しない者のした入札及び入札保証金が入札金額の１００分の５以上の額に達しない者のした入札

④ 所定の日時までに所定の場所に到達しない入札

⑤ 入札に際して連合等による不正行為があった入札

⑥ 同一事項の入札に対し二以上の意思表示をした入札

⑦ 入札書の入札金額、氏名（法人にあっては名称及び代表者名）の確認しがたいもの、鉛筆書きのもの、その他主要な事項が確認できないもの

⑧ 入札書の金額の表示を訂正したもの

⑨ 入札書の金額が予定価格に達しないもの

⑩ 虚偽の事実を記載した者のした入札

⑪ 担当職員の指示に従わなかった者の入札

**（６）開札**

**① 日時**

| |
|---|
| 令和８年１２月２４日（木）　午前１０時２０分から |

**② 場所**

| |
|---|
| 愛知県自治センター　１２階　会議室Ｅ<br>名古屋市中区三の丸二丁目３－２<br>（名古屋市営地下鉄「名古屋城」駅５番出口より西へ２分） |

入札者の立会は任意です。入札者又はその代理人が開札場所に同席しない場合には、入札に関係ない県の職員を立ち会わせて開札します。この場合、異議の申し立てはできません。

**（７）落札者の決定**

落札者は、県の予定価格以上の最高の価格をもって決定します。ただし、落札者となる同価格の入札者が２人以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定します。この場合において、くじを引かない者があるときは、代わって入札に関係ない県の職員にくじを引かせますが、異議の申し立てはできません。

**（８）入札結果の公表**

入札結果については、その内容（物件の所在・地番、土地の地目・実測面積、予定価格、落札額及び落札者名、入札参加者数）を公表するとともに、一定期間、愛知県公式ウェブサイトにも掲載します。

ただし、個人（事業を営む個人を除く。）が落札された場合、落札者名は「個人」と表示します。

また、落札者以外の入札参加申込者名及びその入札金額等について、照会や情報公開請求があれば回答しますので、あらかじめご承知おきください。

## ５　契約

### （１）契約の締結

#### ①　期限

落札者は、令和９年１月１３日（水）までに売買契約を締結しなければなりません。（契約書に貼付する収入印紙は、落札者の負担とします。）

この日までに売買契約を締結しない場合、その落札は無効となり、入札保証金は県に帰属することとなります。

#### ②　契約保証金

落札者は、開札後に県が発送する納付書により、契約保証金として、契約金額の１００分の１０以上（１円未満切上げ）に相当する金額を、契約を締結するまでに指定金融機関等で納付しなければなりません。

この契約保証金は、売買代金に充当することができます。（ただし、契約保証金を愛知県財務規則第１２９条の４に定める有価証券等により納付した場合は、売買代金に充当することができませんので、売買代金の全額を納付した後に保証金を納付した時発行した納付証明書と引換えに還付します。）

#### ③　その他

契約締結後、入札において談合等の不正な事実が判明した場合は、落札者に対し契約書に基づき損害賠償を請求します。

### （２）売買代金の納付

売買代金の納期限は、契約日から１５日以内とします。

### （３）所有権の移転

売買物件の所有権は、売買代金を完納したときに移転します。

所有権移転登記の手続きは、登記嘱託請求を受けて県が行いますが、落札者は、登録免許税の納付が必要です。

### （４）用途等の制限

落札者は、県有財産売買契約締結の日から１０年間、売買物件を次に定める用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し、若しくは売買物件を第三者に貸してはなりません。

①　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団の事務所その他これに類するもの

②　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第２条第１項に規定する風俗営業、同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業

## ６　その他留意事項

（１）申込み及び落札のなかった物件については、令和９年１月１４日（木）から令和９年７月１３日（火）までの間、先着順で売払いの申込みを受け付けます。

申込み方法等詳細は、事前に愛知県公式ウェブサイト等でお知らせします。なお、事情により受付期間途中に取り下げることがありますので、ご了承ください。

（２）入札参加申込み後から所有権移転までの間に代表者等の変更があった場合は、速やかに申し出てください。

（３）本心得書に定めのない事項はすべて地方自治法、地方自治法施行令、愛知県財務規則の定めるところによって処理します。

別紙

## 地方自治法（抄）

（職員の行為の制限）

第２３８条の３　公有財産に関する事務に従事する職員は、その取扱いに係る公有財産を譲り受け、又は自己の所有物と交換することができない。

２　前項の規定に違反する行為は、これを無効とする。

## 地方自治法施行令（抄）

（一般競争入札の参加者の資格）

第１６７条の４　普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

一　当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

二　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

２　普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

一　契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

二　競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

三　落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

四　地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

五　正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。

六　契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。

七　この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

## 愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（抄）

（愛知県知事等・愛知県警察本部長、平成24年6月29日付け締結）

２　排除措置の対象となる法人等

この合意書に基づく排除措置の対象となる法人等（以下「排除措置対象法人等」という。）は、次に掲げるものとする。

⑴ 役員等に、暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がいる法人等

⑵ 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している法人等

⑶ 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている法人等

⑷ 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等

⑸ 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等

⑹ 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしている法人等